

平成28年 7月15日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

司法書士による「交通事故による物損トラブルに関する無料面談・電話相談会」

### 2 開催日時

平成28年7月2日（土）10時～17時

### 3 開催趣旨

人身交通事故による損害については、強制加入の自賠責保険によって一定の範囲で被害者の受けた損害の賠償が保障されていますが、物損については、自賠責保険の適用がありません。したがって、交通事故の当事者が任意保険に加入していない場合には、被害者側は、保険による損害の賠償を受けることができないため、加害者側が損害の賠償に応じない場合には、裁判所に訴訟等を提起しない限り、損害の賠償を受けることができません。一般の方々にとって、裁判所の訴訟等の手続きは難しく感じられ、費用がどれだけかかるかわからないといった心配もあることから、とりわけ損害額が少額なケースでは、被害者側が損害の賠償を受けることをあきらめ、泣き寝入りしてしまうことも少なくないと推測されます。また、交通事故の実際の局面においては、双方に過失があるケースも少なくないため、どの範囲で損害を賠償すべきかを定めるには双方の過失の割合を考慮しなければなりません。このことから私たちは、損害の賠償を請求する側だけでなく、請求される側の当事者にとっても相談の機会が提供される必要があると考えています。

そこで、今般、主に物損事故による損害の賠償請求について、請求をする側、される側のいずれの側からも相談をお受けするべく、標記の相談会を開催することといたしました。

### 4 相談件数

合計4名

内訳	性別	男2名	女2名
	年齢	40歳以上50歳未満2名	70歳以上2名
	職業	無職2名	その他2名
	相談会を知った先		
		市町村広報2名	新聞1名  その他1名

## 5 主な相談内容

- ・自分では、相手の車に修理を要する箇所はないと認識しているが、相手は修理を求めている。相手の請求に応じるべきか。
- ・相手の保険会社から提示された過失割合に納得がいかない。
- ・事故による修理後、他の異常が発生するようになったので、その部分の修理代を請求したい。

## 6 実施した感想・コメント・今後の対応

本テーマでの相談会の実施は、当会として初の試みでしたが、当日は電話による相談3件、面談による相談1件が寄せられました。

寄せられた相談のうち1件は相続に関する相談であり、交通事故トラブルに関するものではありませんでしたが、残りの3件はいずれも交通事故の物損トラブルに関する相談でした。

3件の相談者に共通していたのは、いずれも任意保険に加入しており、保険会社が事故の相手方と交渉中であるにもかかわらず、さまざまな理由により問題の解決に至らずに悩みを抱えているという点です。交通事故の物損トラブルにおいては、そもそも任意保険に加入していないケースだけでなく、今回のように、任意保険に加入していても必ずしも納得のいく解決が得られていないケースが少なくないということを改めて実感しました。

司法書士は、裁判所に提出する書類作成や簡易裁判所における代理人としての活動を通じて、交通事故によるトラブルを抱えた方々の支援を行うことができる法律専門家であることから、当会としては、今後も引き続き相談活動を継続しながら困っている方々の悩みに耳を傾け紛争の解決に尽力していく所存です。